

一般社団法人日本ビーチテニス連盟 倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本ビーチテニス連盟(以下「この連盟」という。)本連盟の事業活動に参画するもの及び登録する公認指導員・選手等の 倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、事業を公正かつ適正に運営し、社会的信用の維持・向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、定款第6条に規定する社員、第19条に規定する理事、第24条に規定する顧問(以下「役員等」という)、及び第6章に規定する加盟団体の構成員、並びに本連盟が設ける登録制度に登録する公認指導員・選手等に適用する。

(役員等及び社員の基本責務)

第3条 役員等及び社員は、定款第2条に規定する目的を達成するため、この法人の定款、及び諸規則に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

(役員・社員の遵守事項)

第4条 法令及びこの法人の定める規則を遵守しなければならない。

2 役員等及び社員は、暴力、各種ハラスメント(セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等)、差別、試合の不正操作、違法賭博、ドーピング等薬物乱用などの行為やスポーツの健全性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を絶対に行ってはならない。

3 役員等及び社員は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。

4 役員等及び社員は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己・特定団体の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。

5 役員等及び社員は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的への流用や不正行為を行ってはならない。

6 役員等及び社員は、反社会的勢力とは一切の関係をもってはならない。

7 役員等及び社員は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを律し、この連盟の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。

(公認指導員・選手等の遵守事項)

第5条 この法人が設ける登録制度に登録する公認指導員・選手等は、暴力、各種ハラスメント(セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等)、差別、試合の不正操作、

違法賭博、ドーピング等薬物乱用などの行為やスポーツの健全性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を絶対に行ってはならない。

- 2 JFBT 公式トーナメント選手及び帯同するコーチは、ITF ビーチテニスワールドツアーレギュレーション、ルール・オブ・ビーチテニス、JTA 公式トーナメント・コード・オブ・コンダクト等 JTA テニスルールブックに記載している事項を遵守しなければならない。
- 3 公認指導員・選手等は、反社会的勢力とは一切の関係をもってはならない。

(違反行為への対応)

第 6 条 この規程の第 2 条に規定するものがこの規程に反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、総務委員会は調査を行い、この規程に違反する行為を行ったと認められる場合は、代表理事に報告を行う。

2 違反行為に対してこの連盟としての処分が必要と判断された場合、代表理事は、理事会の決議を経て総務委員会に対して事実調査に基づく処分審査を諮ることができる。

3 代表理事は、総務委員会の意見を聴取した上で、別に定める処分手続に関する規程に基づく必要な処分を決定することができる。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

制定日：平成 31 年 3 月 1 日

改訂日：令和 7 年 4 月 1 日